

平成 30 年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、平成 30 年度から八王子市立小学校で使用する「特別の教科道徳」における教科用図書（以下「教科書」という。）の採択を公正かつ適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

(採択の権限)

第 2 条 教科書を採択する権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 6 号の規定により、教育委員会に属する。

(採択の時期)

第 3 条 教科書の採択の時期は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号）第 14 条の定めるところによる。

(採択の基本方針)

第 4 条 文部科学省が作成した「小学校用教科書目録（平成 30 年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択するものとする。

(採択の方法)

第 5 条 教科書の採択は、教育委員会が義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 10 条の規定に基づく東京都教育委員会の指導、助言又は援助の下に行うものとする。

2 教育委員会は、八王子市立小学校において使用する教科書について 1 種採択する。ただし、特別支援学級用教科書はこの限りではない。

3 採択にあたっては、対象となる教科書について調査研究が十分行われるよう配慮するとともに、その調査研究を生かした公正かつ適正な採択を実施するものとする。

4 教育委員会は、教科用図書選定資料作成委員会（以下「資料作成委員会」という。）を置き、資料作成委員会の報告を参考にしながら、採択する。

（選定資料作成のための調査の観点）

第6条 選定資料の作成にあたっては、次に掲げる調査の観点に基づき実施するものとする。

- （1） 内容の選択
- （2） 構成及び分量
- （3） 表記及び表現
- （4） 使用上の便宜
- （5） 重点調査項目

（教科書の市民への周知）

第7条 教育委員会は、教科書を広く市民の閲覧に供するため、閲覧場所、時間等の周知に努める。

（庶務）

第8条 教科書採択に関する庶務は、学校教育部指導課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月26日から施行する。